

別表十二(十一)
9欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 特別修繕準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
----------------------	---	---	-----	-----

別表十二(十一) 平成二十四・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

資 産 の 種 類 及 び 名 称		1					合 計
前回の定期検査又は特別修繕の年月日		2	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	
翌 期 繰 越 額 の 計 算	期 首 特 別 修 繕 準 備 金 の 金 額		3	円	円	円	円
	当 期 益 金 算 入 額	特別修繕費を支出した場合による 益 金 算 入 額	4				
		積立期間終了から2年経過後5年間 均等益金算入による場合の益金算入額 ((3)-(4)-(6))と(24)のうち少ない金額)	5				
		(4)及び(5)以外の場合による益金算入額	6				
		計 (4) + (5) + (6)	7				
	差 引 特 別 修 繕 準 備 金 の 金 額 (3) - (7)		8				
当 期 積 立 額		9					
積 立 限 度 額 の 計 算	前回の特別修繕費の額、類似船舶から計算した 特別修繕費の額又は税務署長の認定した額		10				
	同上の $\frac{3}{4}$ 相当額		11				
	(11) - (8) (マイナスの場合は0)		12				
	$\frac{\text{当期の月数}}{\text{積立期間の月数}}$		13	—	—	—	—
	(11) × (13)		14	円	円	円	円
	積 立 限 度 額 (12)と(14)のうち少ない金額)		15				
	積 立 限 度 超 過 額 (9) - (15)		16				円
期 末 特 別 修 繕 準 備 金 の 金 額 (8) + (9) - (16)		17					
貸 借 対 照 表 の 金 額 と の 差 額 の 明 細	貸 借 対 照 表 に 計 上 さ れ て い る 特 別 修 繕 準 備 金 の 差 引 (18) - (17)		18				
	当 期 分	(7) - (9) - ((18) - 前期の(18))	19				
		当 期 に 生 じ た 差 額 の 合 計 (19) + (20)	20				
	前 期 分	前 期 末 に お け る 差 額 (前期の(19))	21				
特別修繕準備金の損金算入に関する明細書		22					
積立期間の終了する事業年度又は連結事業年度の 日の翌日から2年を経過した日を含む事業年度 は連結事業年度終了の日の特別修繕準備金の 積立期間終了から2年経過後5年間均等益金算入による $(23) \times \frac{\text{当期の月数}}{60}$		23					円
平成23年度		24					円
当 期 益 金 算 入 額 の 計 算	平成24年4月1日以後最初に開始する 事業年度又は連結事業年度開始の日		25				
	同 上 の 日 に お け る 特 別 修 繕 準 備 金 の 金 額		26				
	$\frac{\text{当期の月数}}{48}$ 又は120		27	—			
	4 年 等 均 等 取 崩 金 額 (26) × (27)		28		円		
	同上以外の場合による益金算入額		29				
	当 期 益 金 算 入 額 ((28) + (29))と(31)のうち少ない金額)		30				
	算 入 額 (31) - (32)		31				
貸 借 対 照 表 の 金 額 と の 差 額 の 明 細	貸 借 対 照 表 に 計 上 さ れ て い る 特 別 修 繕 準 備 金 の 差 引 (34) - (33)		34				
	当 期 積 立 額		35				
	当 期 分	貸 借 対 照 表 の 取 崩 不 足 額 (30) - ((36) - (34) - 前期の(34)))	36				
		計 (36) + (37)	37				
	前 期 分	前 期 末 に お け る 差 額 (前期の(35))	38				

9欄

特別修繕準備金の損金算入を適用している場合には、適用額明細書の

①租税特別措置法の条項欄に、
「第68条の58第1項」、「第9項」※
「平成23年12月旧措置法第68条の58第1項」
又は「第9項」※

②区分番号に、「10379」又は「10199」

③当該別表十二(十一)9欄の金額(同欄の金額が15欄の金額を超える場合には、15欄の金額(円単位))を記載してください

※企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合は「第68条の58第9項」、それ以外は「第68条の58第1項」